申請から交付までの手続きの流れ

貸付けの申請　受付期間：9/1(月)～R8.2/6(金)

① 以下の書類を松阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ提出してください。

提出書類（**和暦で記入**）	備考
（様式第１号）修学資金貸付申請書	
（様式第２号）推薦調書（別紙１）	（別紙１）を記入し、各高校にて推薦を受けてください。
（様式第３号）個人情報の取扱同意書	
住民票の写し	世帯全員分（マイナンバー以外全て記載あり）
所得・課税証明書	世帯員のうち、就労収入のある人全員分 【生活保護受給中の場合】（様式第４号）福祉事務所長意見書

※連帯保証人は、借入申込者が未成年の場合、原則として法定代理人とすること。

選考
（予約・補欠・不承認の決定）　選考：３月中旬頃を予定　予約決定：３月下旬

②松阪市保育士修学資金貸付審査委員会にて、貸付の予約・補欠・不承認を決定します。

③選考の結果は、「選考結果通知書」により、借入申込者に通知します。

④貸付予約の辞退が出た場合は、順次補欠者を繰り上げ決定し、「貸付予約繰上通知書」により通知します。

貸付決定　４月、入学確認後に貸付決定

⑤養成施設への入学が決まったら、それを証明する書類（合格通知等）を市社協へ提出してください。

⑥養成施設入学後、速やかに「養成施設確認証明書」を市社協へ提出してください。

⑦貸付決定を行い、「修学資金貸付決定通知書」にて通知します。

資金貸付　ゴールデンウィーク前後を予定

⑧「借用書」等の必要書類の提出を確認後、修学資金は年２回に分けて本人指定の口座に振り込みを行います。

⑨借受人は、２回目以降の振り込みを受けるときは、「在学状況等確認書」に「在学証明書」を添えて市社協へ提出して下さい。